

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市過疎地域持続発展計画(案)	担当課	自治・地域振興課
-----	------------------	-----	----------

No.1	ご意見の該当箇所： 全般
ご意見	前計画の上越市過疎地域自立促進計画との継続性や実施事項についての検証があまりされてないように思います。
対応状況	その他
市の考え方	過疎地域自立促進計画に登載した事業につきましては、着手率は約80%、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっております。過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えており、本計画(案)は今後もそれらの事業に取り組んでいくこととして作成したものであります。

No.2	ご意見の該当箇所： 1 基本的な事項 (2)人口及び産業の推移と動向 ア 人口 3 産業の振興 5 交通施設の整備、交通手段の確保 6 生活環境の整備 9 教育の振興 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
ご意見	1 基本的な事項 (2)人口及び産業の推移と動向 ア 人口 過疎地域は地理的な要件等から企業誘致が難しく・・・という記載があります。「選ばれるまち」づくりを考えたら、例えば上越市の真ん中に位置している三和区を例に考えますと、交通体系を考えれば道路交通網はかなり好条件であると考えます。立地条件として、高速道路上越インターチェンジより10分、南北に新井柿崎線、東西にR253と上越安塚柏崎線、R18とのアクセス道路として高規格道路が整備され、周りからの観光客等の受け入れには十分な道路環境と言えます。 広い田園地帯には工業団地を誘致、住宅団地整備も進み、合併前には人口減少もさほど感じない生活環境の整った地域ですが、現在は、他の地域と同じように、人口流出により人口減少著しい地域となっています。 主要産業は第1次第2次産業となりますが、そこに第3次産業を取り込むという要件選択を考えれば、新たに呼び込む観光として大手開発商社企業に上越市が旗振り役となってアウトレットの誘致を力強く推進し営業展開することにより、既存の温浴施設の活性化や地域商店が参加する道の駅整備にも繋がり、地域観光や就業場所としても有効だと考えます。 各区の立地条件をしっかりと検証した中で、その地域にマッチングした施策をゾーニングして、その地域の方々と共に展開していくことが、「選ばれるまち」を創出することに繋がるのではないのでしょうか。

3産業の振興

第1次産業の振興策だけ具体的な補助制度が確立されていますが、第2次産業・第3次産業についての具体的な補助制度について、殆ど取り組みや方向性しか示されていないことに、地域産業全体の振興という取り組みの中では、不十分と考えます。

人口減少と産業振興は、過疎地域に指定されるか否かでみても、直江津地区・大潟区・頸城区は第2次産業地域。高田地区は第3次産業地域ということになり、就業場所に隣接している地域では過疎化は鈍化傾向にあります。農村地域や中山間地域は加速度的に進んでいることを考えれば、主たる第1次産業の保護政策ありきの産業振興策や補助政策ではなく、第2次産業・第3次産業について積極的に進めるべきと考えます。

5交通施設の整備、交通手段の確保

交通確保対策の中に、スクール混合バス・乗合タクシー等が記載され福祉有償運送も入っていますが、公共交通利用促進について持続可能な公共交通ネットワークの構築が明記されています。しかしながら現状の公共交通の利用促進は大変ニーズからして厳しいと考えます。

基本的に、その対策に記載されている「住民が主体となって車両の用意や運転を行う互助」近所の助け合い輸送の取り組み支援に、住民ドライバーの仲介やマッチング・実費以外のインセンティブの付与と記載されていることを考えれば、そちらに注視し重点的に取り組むことが必要なのではないでしょうか。

民間ニーズの「ドアtoドア」のサービス向上を考えれば、乗合タクシーの推進と互助の活用が主たる改善策と考えます。

ご意見

6生活環境の整備

その対策で上越市防災士会との連携と記載されていますが、国土強靱化計画やその他災害対策について消防団に対する指示系統や役割は確立されていますが、防災士を養成している役割や連絡体制・命令系統等については災害時に自ら行動するようにと防災士会資料には記載されています。

指定避難場所設置要綱などには、市職員と町内会代表および施設管理者、そして防災士が打合せして指定避難場所カルテを作成しておりますが、実際の活動となると、防災士以外の動きは定まりますが防災士の役割が定まっていないために何をどうすれば良いのか解りません。

自主防災訓練の実施案など防災士が作成して訓練を実施している自主防災組織もありますので、多分自主防災組織の一員で本部長を補佐する役目なのかもしれませんが、上越市として制度設計され養成し推進している事を考えれば、きちんと役割や行動指針を明記して頂きたいと考えます。

9教育の振興

スクールバス等の運行による通学支援により、安心・安全な通学の確保が記載されていますが、過疎地域においては、児童数・生徒数の減少が顕著に進んでおり現在運行されているスクールバスも路線バスと同様利用者が減少して、空席率が高い状態で運行されている現状を、中山間地はもとより農村地帯でも確認できます。

学校区において、通学路安全対策プログラムに基づいて、通学危険個所の改善が厳しい状況下であれば、通学距離に関係なく小学校長の判断で柔軟に運用できる体制が必要と考えます。公共工事等での改善には限界がありますので、既存のスクールバス利用による安全対策は、道路管理者に頼ることなく対策ができますので実施されるべきと考えます。

<p>ご意見</p>	<p>13その他地域の持続的発展に関し必要な事項 その他地域の……に関係して地域協議会の運営を市民との接点とされていますが、事実上、平成19年1月に発表されている「住民自治に関する調査研究報告書」の図表6に記載されている地域協議会と住民組織、あるいは地域協議会と町内会長連絡協議会との関係性は、残念ながら提案・意見交換等、実質的な交流は全く無い状態であり、市民と直接結びつけるような関係性が構築されていません。 このような、状況下で改めて同じような内容を記載されても、行政側が市民と情報共有できる関係性を地域の代表と位置付ける地域協議会に依存期待するには無理があるように考えます。 地域協議会が図表6のような実質的な体制を構築するために、行政側が作った組織ですので、地域協議会規約に町内会長連絡協議会との協議や意見交換等の情報共有について明記されるべきと考えます。</p> <p>住民組織の町内会長連絡協議会は任意団体と言われますが、実質的に住民からの意見を行政に持ち込むのは町内会長でありますから、まずは地域協議会と町内会長連絡協議会との情報の共有を地域協議会規約に組み入れて必然的に繋がらなければ、地域からの意見を拾い上げる作業には至らないのではないのでしょうか。 直接、住民からの意見を聞く機会についても、地域課題を拾い上げる作業の中では当然必要ですので、定期的に意見交換会を設ける必要もあるかと考えます。</p> <p>今の地域協議会は市長の諮問に対して答申するだけの組織としか地域住民から認知されていないのが現状です。 各区内に存在している既存組織間の連動がなければ、地域のまちづくりは前には進みません。 地域の任意団体は多様性に富んでおり、それぞれ目的意識をもって活動されていますので、地域協議会・町内会長連絡協議会・地域団体等それぞれが目的意識を共有しながら多様性を生かした、まちづくりに取り組むためにも「繋がる・結ぶ・育む」ことが必要と考えます。</p>
<p>対応状況</p>	<p>その他</p>
<p>市の考え方</p>	<p>本計画(案)は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、分野別にその対策と関連する事業を整理してきたものであります。本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、事業の検討を進めていきますので、いただいたご意見につきましては、過疎地域の持続的発展に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>No.3</p>	<p>ご意見の該当箇所： 全般</p>
<p>ご意見</p>	<p>市の基本方針は「住み続けたいまち」「選ばれたいまち」をコンセプトに25年度過疎地域全体の人口3.6万人以上を基本目標に設定しています。 そのため12の分野を掲げ、それぞれに事業計画を示していますが、その計画は従来施策を列記しただけで、目標達成に向けた新規事業は皆無に等しい内容です。 本計画(案)は所管課が密室で作成したことは、地域が十分に意見を述べた痕跡がないことから明白で、そこから行政としての熱い使命感が全く伝わってきません。 今後は地域の意見を反映するために、総合事務所と密接に連携し、住民説明会や協議をする場を必ず設けるよう強く要望します。</p>
<p>対応状況</p>	<p>その他</p>
<p>市の考え方</p>	<p>本計画(案)は、本年度に策定する必要があることから、市の最上位計画である現行の第6次総合計画等と整合を図るとともに、総合事務所がこれまでの行政運営や地域の声を踏まえて認識している各区の課題を基本に置きながら、分野別にその対策と関連する事業を整理してきたものであります。 本計画策定後も、総合事務所と事務事業を所管している担当課が連携し、日常的に地域の声を把握しながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組の検討をまいります。 なお、過疎地域の人口につきましては、令和7年に約3万6千5百人と推計しており、基本目標につきましても、令和7年の人口を3万6千5百人以上と設定したところであります。</p>

No.4	ご意見の該当箇所： 全般
ご意見	<p>各地域が抱えている事情はそれぞれ異なり、トータルで計ることはとてもできません。しかし、市は総合計画ですら地域毎の計画は予定していないとして、地区別計画策定はしないと断言しています。</p> <p>一方、県は持続的発展方針において、地域別に実態と課題を分析したうえで計画化の方向性を示唆しています。</p> <p>市もこの指針に照らし、過疎地域別の課題をそれぞれ洗い出し、重点施策として位置付けるよう強く要望いたします。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画(案)は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、市の現行の第6次総合計画等と整合を図り案を作成しております。このため、パブリックコメントに先立って行った地域協議会の諮問の際には、本計画(案)における地区別計画について、総合計画など他の計画と切り離して策定する予定は現時点ではないと説明したものであります。</p> <p>本計画策定後も、総合事務所と事務事業を所管している担当課が連携し、日常的に地域の声を把握しながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組の検討をまいります。</p>